

子育て世帯等の定住を支援します

光市に新たに移住する人、または移住して1年以内の人が市が指定する市有地を購入し、住宅を建築・定住した場合に支援金として **指定地1件につき50万円** を交付します。

対象の市有地は裏面をご覧ください。

さらに、以下の条件に該当すれば支援金の額は **最大100万円** となります。

- 1 市内業者による建築の場合は **20万円加算**
- 2 子育て世帯を対象に、同世帯の中学3年生までの子1人につき **10万円加算(上限30万円)**



支援制度の対象となる方

1. 市が指定する市有地(指定地)を購入し、名義人となった方
2. 指定地の売買契約を締結した日において、次のいずれかに該当する方
 - (1) 光市外に住所を有する方。ただし、売買契約を締結した日から起算して過去3年間に光市に住所を有したことがある方を除きます。
 - (2) 光市に転入した日から起算して1年を経過していない方。ただし、光市に転入した日から起算して過去3年間に光市に住所を有したことがある方を除きます。
3. 指定地に自らが居住するための住宅を建築し、名義人となった方(指定地の売買契約を締結した日から起算して、3年を経過する日までに住宅を建築してください。)
4. 指定地に住所を定めた日から起算して1年を経過した方
5. 市税を滞納していない方

フラット35地域連携型と連携

独立行政法人住宅金融支援機構の「フラット35住宅ローン」を利用する場合、借入れから5年間の金利が0.25%優遇されます。



【フラット35】の
借り入れ金利から

年▲0.25%

※利用にあたっては、フラット35取扱金融機関への申請が必要です。

お問合せ

光市 経済部 観光・シティプロモーション推進課

電話:0833-72-1532

E-mail: kankou@city.hikari.lg.jp



市が指定する市有地



市が指定する市有地は、現在、随時売払いを実施している土地です。(令和8年1月5日現在)

No	所在地	登記面積	公募価格	
1	光市千坊台三丁目 428番 (登記地目: 宅地)	232.92㎡	5,962,752円	
2	光市千坊台三丁目 430番 (登記地目: 宅地)	236.20㎡	6,046,720円	
3	光市室積六丁目 3995番15 (登記地目: 宅地)	231.22㎡	6,081,086円	
4	光市大字小周防 1735番13 (登記地目: 宅地)	210.34㎡	2,692,352円	
5	光市虹ヶ丘二丁目 720番268 (登記地目: 宅地)	369.47㎡	16,441,415円	
6	光市中央一丁目 9番1、15 (登記地目: 宅地)	246.78㎡	7,304,688円	
7	光市光井二丁目11 番1、16 (登記地目: 宅地)	1,246.32㎡	32,279,688円	
8	光市浅江七丁目6 番2 (登記地目: 宅地)	1,938.96㎡	70,057,88円	

お申込みに関する詳細等はお問合せください。

お問合せ

No 1~7

政策企画部 財政課 管財係

電話:0833-72-1414

E-mail: zaisei@city.hikari.lg.jp

No 8

教育委員会 スポーツ推進課 スポーツ推進係

電話:0833-74-3605

E-mail: taiiku@edu.city.hikari.lg.jp